



* 0042257000 *

0042257-000

特 251 - 137

松陰神社と松下村塾

萩市・著

萩市

昭和 10

AHC

松陰神社 桧木村塾


特 251

357

356

137





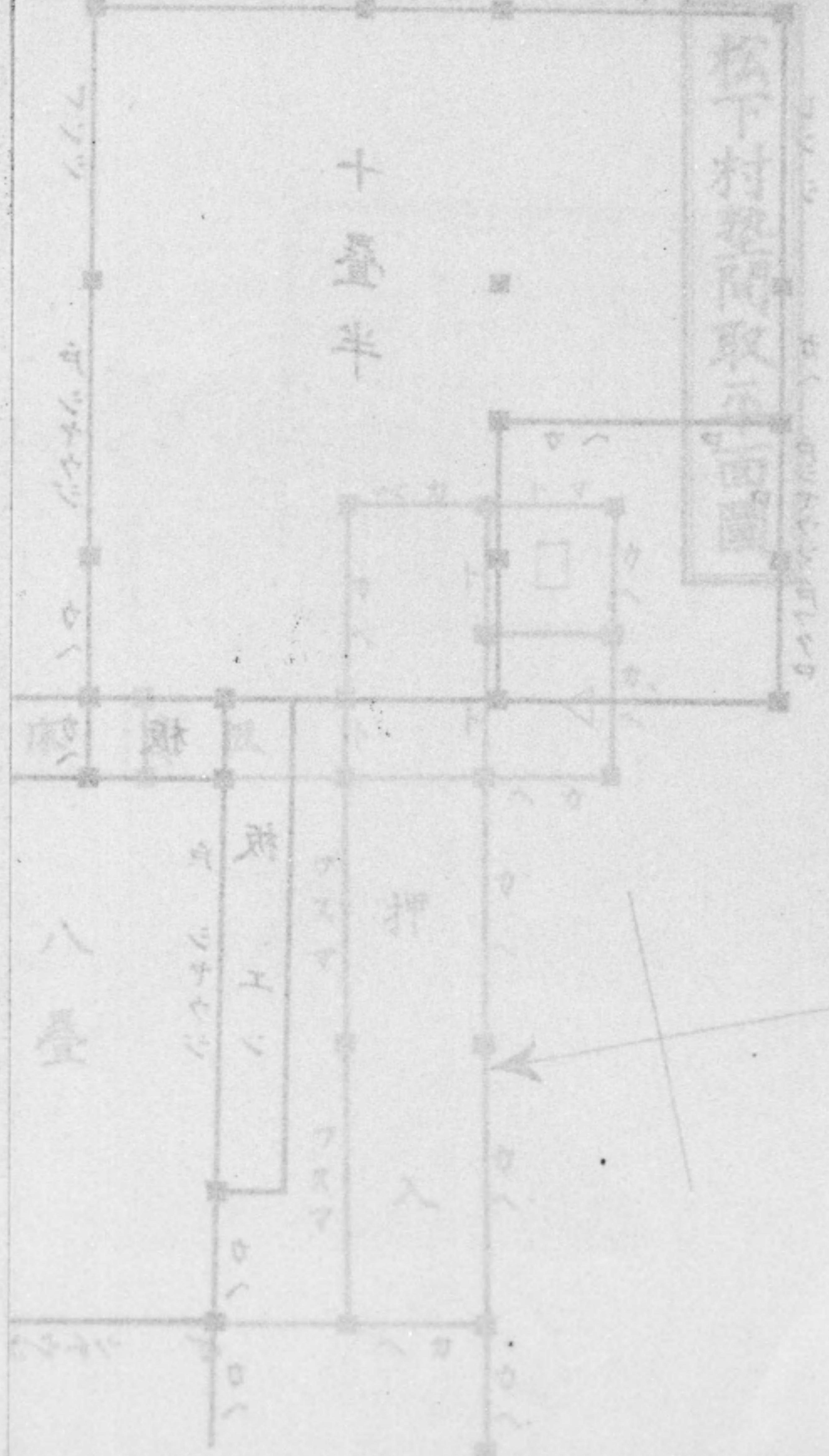
第251
137




下村塾

と

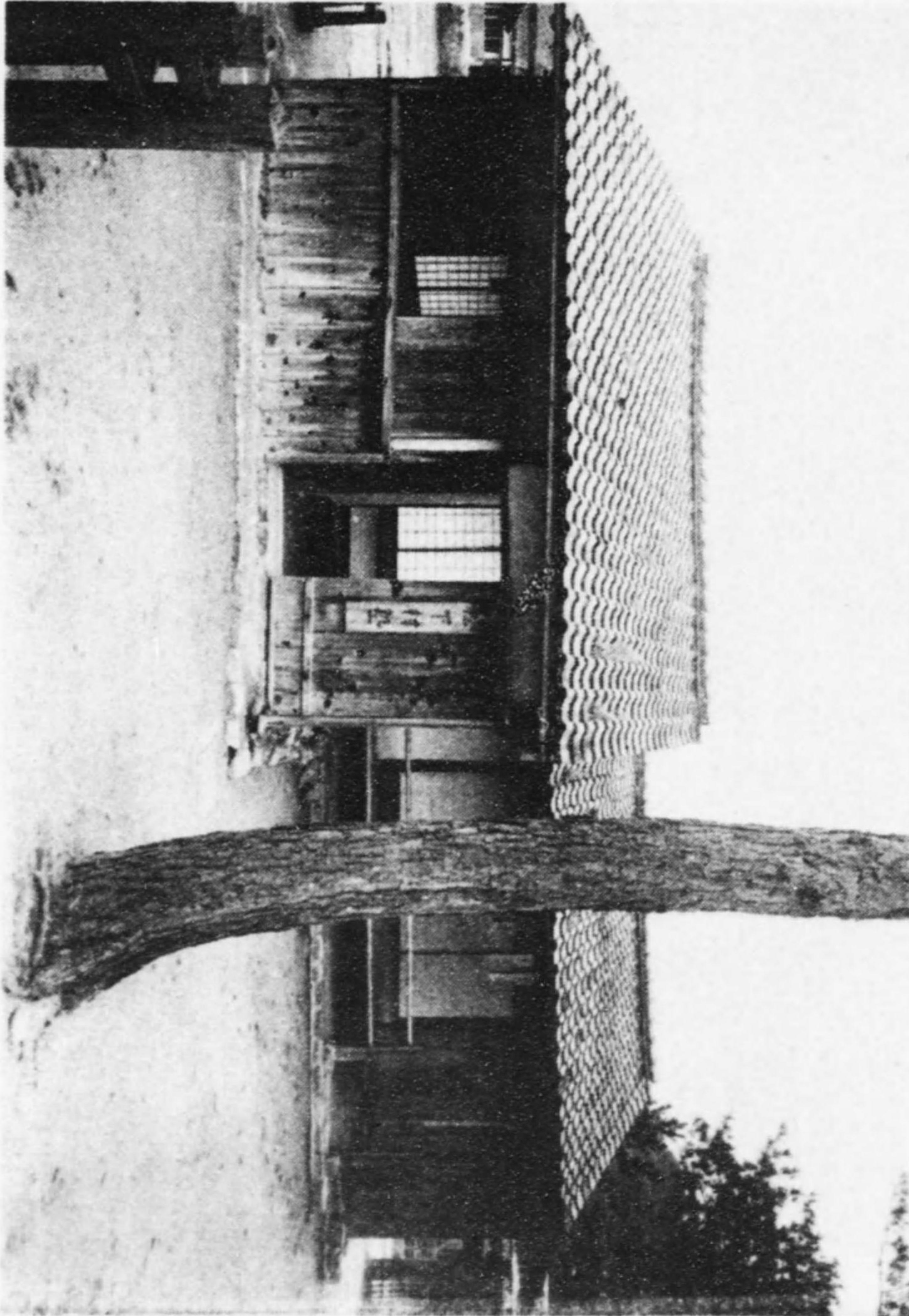




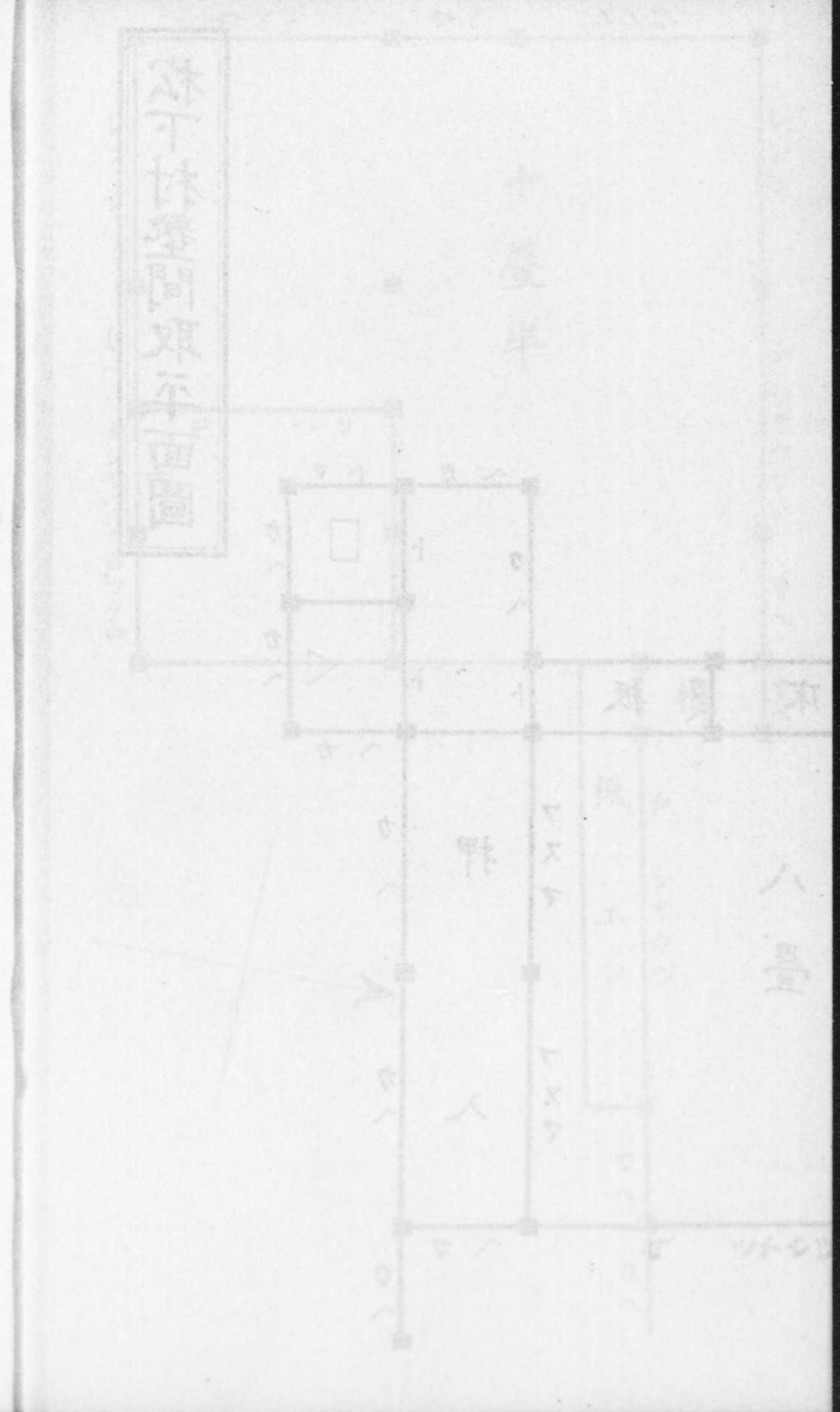
松下村塾問取平面圖

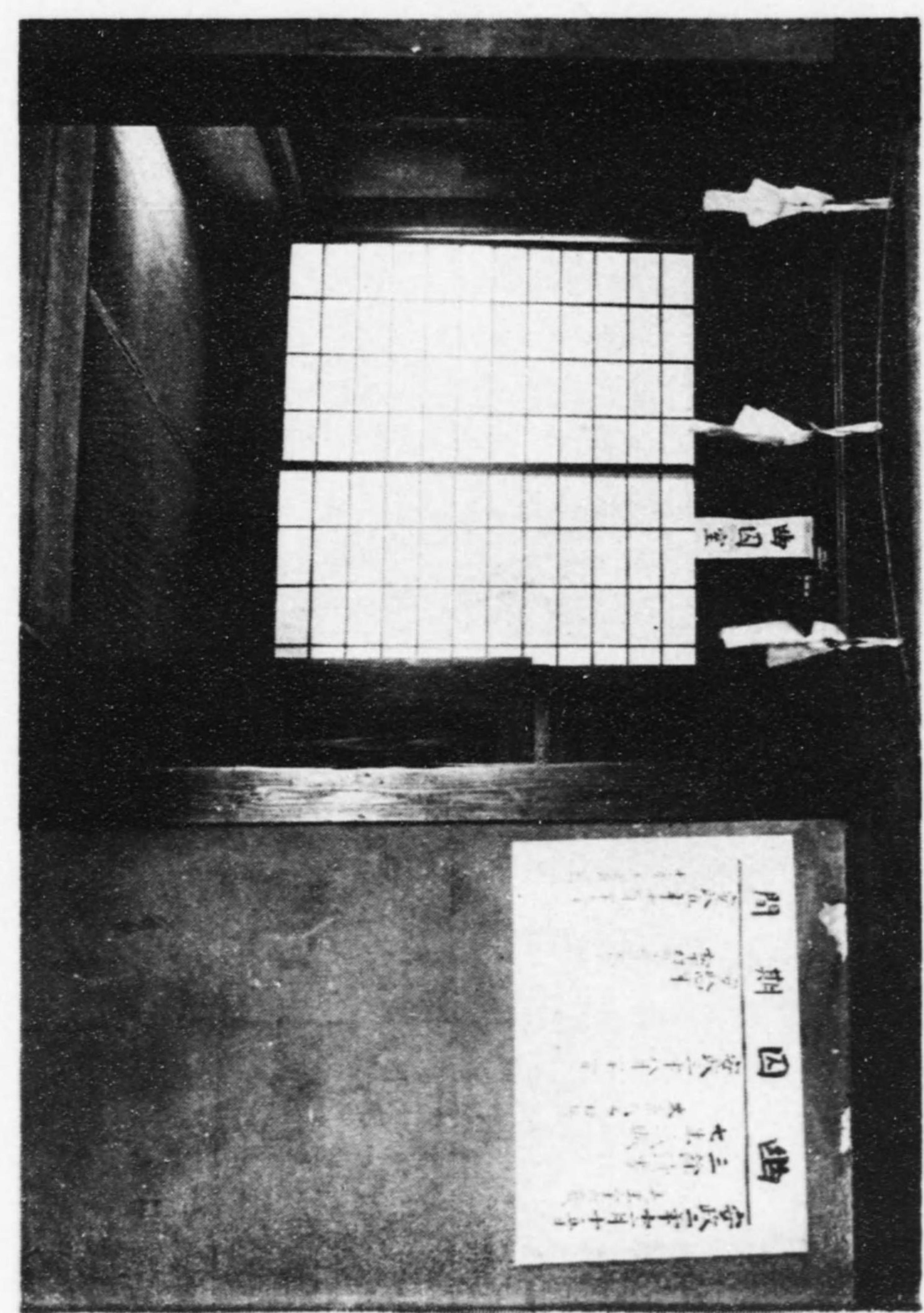


松 下 村 墓



萩市松本ニアリ向テ右後ハ八疊左前ハ十疊半ノ室ナリ
安政三年七月ヨリ同五年十二月マデ松陰先生ノ教授セ
所。

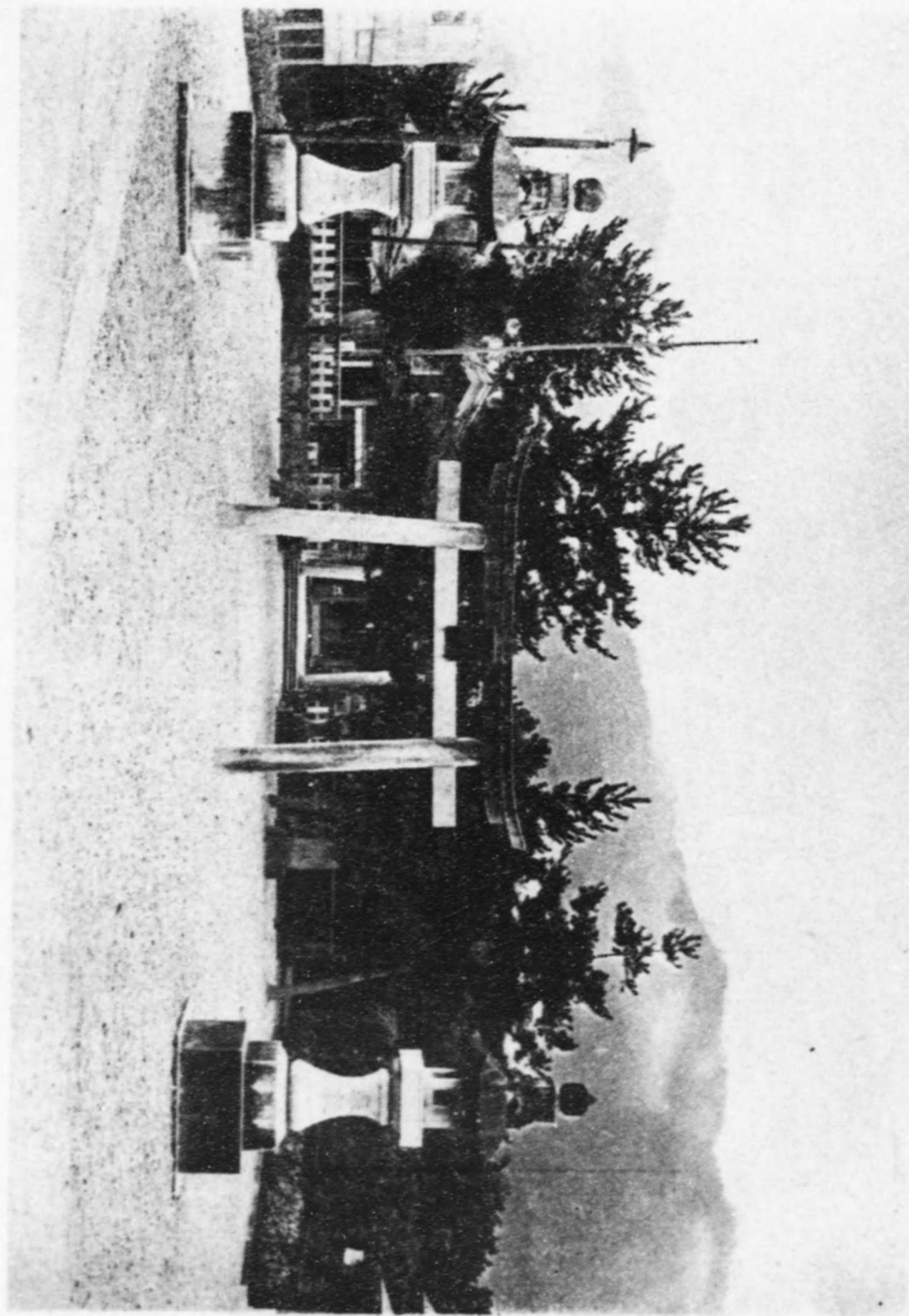




吉 田 松 隆 先 陰 生 幽 因 室

松陰神社ノ背後舊杉氏宅ノ一部ナリ元來四疊半ナレ
モ杉氏祖先ノ祭壇アル爲メ三疊半トナレリ。

贈正四位吉田松陰先生ヲ祭ル社ハ明治四十年落成ス



縣社 神陰松社

發刊に就て

一、本書はもと「松陰神社溫故錄」と稱し、元山口縣立萩中學校教諭にして松陰全集の編纂者なる安藤紀一氏の著述にて萩中學校校友會の發行なりしを今回同會の承諾を得て題號を改め二千部を限り當市役所にて發行せるものなり。

一、原書には松陰先生の遺文遺墨を註解せるものありしが、今回は紙數の都合により割愛せり。

一、表紙圖案は萩中學校水沼教諭の手になりしものなり、同君の勞を謝す。

昭和十年三月

萩市役所

冕　　言

吉田松陰先生は、一代の偉人にして、萬世の師表なり。凡そ有志の士は其遺風を仰ぎて、之に私淑せむことを思はざるはなし。故に、言、忠君愛國に及べば松陰を思ひ、言、攻學進取に及べば、松陰を思ひ、言、至誠獻身に及べば、松陰を思ひ之を思ひてやまず、况や、身一たび巴城に入り歩を松下に枉ぐる人、豈低回顧望して景慕の念の切なるこなきを得むや。松陰神社創建以來此に十年。鄰里鄉黨の人は論なく、遠近四方より過拜するもの日々に相踵ぎ、先生の遺物を觀て俯仰感嘆する固より其所なり。然れども、余猶憾む其人、徒に塾舎を見て、當時塾風の何如を知るここを得ず、徒に遺墨を展覽して其來歴を知るを得ざるものあり、之に類して、諸般の事物を漠然看過し、或は皮相の觀察に止りて感得興起する所深大ならざるもの多きを、是他なし、先生の傳記は世に多きも、其物に就きて解説を下すの、適切手

段を行ふ編著なればなり。余是に於てこの闕典を補はむこ欲し、松陰神社の記事を中心として、其敷地内設備の諸物に就きて説明を起し、總説分叙して、是書を編し以て探討者の一瞥に供せむこす。顧ふに、余や淺學、且、生れて先生、生時に及ばず。故に今記述する所は一に記錄に徵し傳聞に得るもの、みなり。然れども苟も自ら責を知りて筆を執れば、事の虚實を甄別するに、敢て吾力を盡さずんばあらず已に編し了りて、更に之を古老識者に質し、曩日信疑相半して筆を下すに苦しみし者、漸く確的なることを得たり。而て猶記述の當を失ふものは、當に教に従ひて之を補修すべきのみ、因りて、一言して其由を明にす云ふ。

大正六年四月

萩後學 安藤紀一識す

目次

松下村塾間取平面圖	一
總說	一
分說	一
神殿	四
舊松下村塾舍	七
圖書館	四
米搗臺保存舍	一九
松陰先生年譜略	二四
吉田杉兩家關係略系	二七

松陰神社と松下村塾

(原名 松陰神社溫故錄)

總 説

縣社松陰神社は、山口縣長門國萩市松本に在り。祭神は贈正四位吉田松陰先生なり。神社の地は、先生が子弟を教育せられし學舎即ち松下村塾の所在地を包含し神社は明治四十年九月十五日、侯爵伊藤博文、子爵野村靖兩人の名を以て、之が建設及び縣社列格を出願せるに對し、十月四日を以て、其筋の認可を得、直に工事に著手して、翌四十一年十一月落成したるものなり。抑先生の神祠は、明治十五年十一月、東京府荏原郡若林村（今は世田ヶ谷村の大字）なる先生墓畔に建てしを始ましこの松本にては明治二十三年舊松下村塾舍の西側に、土藏造りの一小祠を建てたるを始ます。この小祠は、村塾出身諸氏の協力の經營によりて塾舍を修理するを同時に建てしものにて、先生の實兄杉民治氏之を管理したり。當時、既に塾舍と神祠との維持の爲に、維持會といふものの組織せられ、伊藤伯爵その總裁となり、野村子爵副總裁となりて、維持方法の規定あり。平時は、管理者の許諾なくしては、外人猥に此地に立入ることを得ざりしが、

毎年春秋に私祭を行ふ日には、その地を開放して一般有志者の参拜を許したりしなり、さて本神社は、落成の年の十一月二十一日、始めて縣の供進使の参向によりて祭典を行はれたり。是日は先生の神あがりたまひし安政六年十月二十七日を、太陽暦にて溯算したるものにて且この歳は正にその五十周年に當れり。是より、十一月二十一日を例祭日と定む。しかして毎年、別に五月二十五日を以て、神社恒例の春祭に相當する祭儀を行はる。是日は、先生が萩の地に永訣せられし安政六年五月二十五日を記念する爲に用ふるなり。

本神社は、山口縣廳を距ること十一里八三。社地の廣さ二段一畝一步。縣道に接す。境内の建築物及其建坪左の如し

社殿	十五坪二合五勺	西向す
神殿	三坪	
向拜	一坪	
圖書館	六坪	
舊松下村塾舍	十三坪	
祝祠屋	二坪二合五勺	
神饌所	三坪	
拜殿	六坪	

社殿の右側二間を距て、あり。西向す。
庫の東三間を距て、社殿の右側に南向す。

社務所

十二坪

社殿の四十間を距て、あり。東向す。

井戸屋

一坪半

社殿の西五間を距て、左側にあり。北向す。

米搗臺保存舎

二坪

村塾の東北三間を距て、あり。東向す。

近時有志者の醵金を以て、社地の北隣の地約二千坪を開き、これを神苑となすの企畫あり。

已に其地内に廣さ八十餘坪の記念館を建設し、參集者の講演演武宿泊等に充つるに至れり。

本神社に參詣する人、祭神の偉績を知り奉りて、觀感興起する所なかるべからず。しかして彼の圖書館中には先生の自筆に係る文書、手澤の存する書冊及び其他の遺物を秘藏し、祭日には特に有志者の閲覽を許せり。參詣者、看過せざるを要す。

本神社の鳥居二基各松陰神社と題せる青銅の額を懸く。外鳥居の額の文字は、公爵三條實美公の筆蹟、内鳥居の額は、公爵毛利元昭公の筆蹟なり。初め若林村に神社を建つる時、三條公の筆蹟を請ひ得て額に鑄、その原本は、久しく野村子爵の保管たりしが本神社の創建に及び、之によりて新に鑄造す。この外鳥居の額即ち是なり、この額の形式は男爵有阪陸軍中將の意匠に成り乃木大將自ら東京陸軍砲兵工廠に鑄造を託せり。

分 説

—(4)—

◎神 殿

神殿には、先生の使用せられし硯一面、先生自筆の文一篇を御靈代として奉安せり。其由來左の如し。

神硯は、嘉永二年先生二十歳の時、藩主より外寇御手當方御内用掛を命ぜられたまひ、七月に命を受けて長門國大津豊浦兩郡、及び赤間關の海岸の防備を視察せられし時、赤間關にて求められしものにて長さ五寸五分、幅二寸五分五厘、厚五分あり。

神文は、安政五年先生二十九歳の時、幕府の老中間部氏を刺さむ爲に上京せむ企て、父兄に訣別を告げたまひし漢文體の書牘原稿にして、字數八百四十九字具に平生の抱負、當時の決心を述べたるものなり。其文左の如し

頃兒矩方泣血再拜白、家嚴君玉叔父家大兄之膝下。矩方稟性虛弱、嬰孩以來連罹篤疾、而不

幸遂不死于病、制行狂暴、弱冠而還、屢犯重典、而不幸遂不死于法。回顧二十九年間、當死者極多、迄今未死復致父兄今日之累。不孝之罪、何以尙焉。然今日之事、關皇家之存亡、係吾公之榮辱、萬不可休止。古人所謂忠孝不兩全者、是類是也。天下之勢、滔滔日降、以至于今日其由蓋非一日矣。且以近言之、墨使入幕府、上假條約。天子聞之、下勅停之。幕府不遵、定假爲真。列侯士民之論、一不容幕府。天子又下勅召三家大老。大老不至。三家則蒙幕責矣。幕府反使老中間部侯上京。侯已上京、稱病不朝、僞言反覆、謂水戸與堀田、西城之議合、以故阿附明比、遂爲違勅之舉。不斬水戸堀田、夷事不可理也。當今幕府幼冲、無所辨識。自非大老主之上、間部輔之下、天下之事、安至于此哉。然則二人者之罪、上違天子明勅、下害幕府大義、內背列侯士民之望、外飽虎狼溪壑之欲、極天窮地僻仰無容。然而天下士夫安然默然、無一歎一鑑往問其罪。神州正氣、旣已爲邪氣所消蝕也歟。頃兒一念至此、食不下咽、寢不安席、唯哀一死之不蚤而已。頃忽得江戸之報、尾水越薩將襲誅彦根大老。頃兒聞之、距躍三百、曰、神州正氣遂未消蝕也、政府之議、固當合從四家鎮壓邪氣也。然兒猶有憾焉。事出于四家。吾因人成功、不免干公等碌碌之數也。是以兒私不自量、糾合同志、神速上京、獲間部之首、

—(5)—

貫諸竿頭、上以表吾公勤王之衰、且振江家名門之聲、下以發天下士民之公憤、而爲舉旗趨闕之首魁。如是而死、死猶生也。然事固不可私爲。而亦不敢公請。趙貫高所謂事成歸王、不成獨身坐耳。是兒等之志也。是以兒等將以某日偕同志、詣益田行相之門告故而發、不敢求許允。政府待以逋亡可也。事捷則師旅當繼進。不幸不捷、他人或死。兒則投身就捕、明志士憤懣所發決非公家所知也。頑兒虛弱狂暴、本不在人數中。天下反有謬聽虛名認爲豪傑者。向以愚論數道致之梁川星嵒翁。翁乃瀆上九重之上。蓋經乙夜之覽云。一介草莽區區姓名、蒙聖天子垂知、何榮加之。兒死何晚也。近日正三位源公以七生滅賊四大字見賜、且傳其世子公詩、望高德望博浪鐵椎、其意甚切。兒豈可不死哉。不孝之子、唯慈父憐之、不弟之弟、唯友兄恕之。定省怡怡不能復罄膝下之歡。願割愛抑友、以兒爲死已久矣。尋常之親肢、身體髮膚併以見賜。頑兒之願、何以加焉。泣血漣漣不能竭所思也。矩方泣血再拜白。

先生其翌年殉難の前に、江戸獄中より、萩の父兄に寄せられし永訣書に、

私首ハ江戸ニ葬リ家祭ニハ私平生用候硯ミ去年十月編者云くこれは十一月とあるべきを誤りて書かれしならむ六日呈上仕候書トヲ神主ト被成候様奉願候硯ハ己酉ノ七月カ赤馬關廻浦ノ節買得セシナリ十年餘著述ヲ助

ケタル功臣ナリ

の一節あり。この旨によりて、吉田家の家祭に、此二物を御靈代ミし、彼の小祠私祭時代に、それを遷し、今また本神社に奉齋せられたり。

◎舊松下村塾舍

舊松下村塾舍は八疊の室土間一坪十疊半の室れに添ふを連ねたる一棟なり。その八疊の室は、も
ニ瀬能氏の家の一部の残りたるものにて、先生の實家杉氏、隣家にて之を併有することとなりしが、安政三年七月、先生屏居の身ながら家傳の兵學を教授することを許されて、この處を學舍に用ひたまへり。

さて、松下村塾の稱は、先生の家叔玉木正韜文之進先生の師なりと稱す。の天保十二年に開きし家塾に用ひたるものなるを、其仕官の後に先生の外叔久保久成五郎左衛門村の子弟に素讀筆札を受けし時、その稱を襲用し、先生に教授を始めるに及び久保氏ミ塾を共にし、乃ちその稱を用ひらるるに至れり

先生の松下村塾記は其歳九月の作なり、其中に左の一節あり。

去年余免獄、家居松下、不接外人。獨外叔久保先生、及諸從兄弟時時過訪。因共講究道藝。家嚴家叔與家兄又從而獎勵之。吾族盛大。蓋將往奮發震動一邑也。初家叔先生之集徒教授也扁其家塾曰松下村塾。家叔已爲官、其號久廢。^四外叔已會邑子弟而教之、沿用其號、頃命余記之。之によれば、是時松下村塾は、久保氏の專有にて、先生と共用せるには非ざるが如し。雖も、實は共用といはむよりも、寧ろ専ら先生の教授所なるを屏居の身、憚る所あれば、ここさらに、久保氏に託して記せしなるべし。後年先生の贈中村理三郎の文に、

久保氏創塾、年益加盛焉。乙卯冬、余甫歸因此邑、嚴絕交遊。其後塾生有竊來請業者。遂與久保氏戮力營新塾。於是邑學稍振。

の一節あり。相照して徵知すべし。村塾記中、又曰く
塾係以村名、誠使一邑之人入則孝悌出則忠信、則村名係焉而不辱。若或不能然、不亦爲一邑之辱乎。

又いはく。

噫外叔先生誠能教誨一邑子弟、上明君臣之義、華夷之辨、下不失孝悌忠信、然後奇傑非常之人起而從之。以一變山川忿惄之氣、馴致邦家休美之盛、則萩城之真顯、將於是乎在。果然、

則長門雖僻在西陬、其奮發天下而震動四夷、亦未可量也已。

讀みて此に至れば、村塾教育の目的の廣遠なる、先生抱負の非凡なるを知るべし。先生は、又翌年四月に至り塾中に左の聯を掲げて訓條ミセリ

自非讀萬卷書、寧得爲千秋人。自非輕一己勞、寧得致兆民安。

かくて、先生は或一部の人士には、罪餘の人として疎斥嫌忌せられたれども其竊に來り學ぶもの爲には、家學教授の傍に、時勢を論議し、尊王愛國の大義を講明し、大に鼓舞誘掖したまひしかば、弟子日に益進みて、塾舍の狹隘を告ぐるに至れり。ここに安政四年には、六坪二合五匁十疊半と土間一坪の増築を行ひ、十二月五日落成せり。この工事は先生の門人中谷正亮之を設計し門人各勞役に當り、鋸を執るものあり、鎬を手にするものあり、土石を運ぶものあり。或は地を均し、或は屋を葺く、概ね先生ご門人ごの手に成れり。後年、先生の示諸生の文中に、塾風の根本を述べてこの勞役の事に説き及して、

村塾寛略禮法、擺落規則、非以學禽獸夷狄也、非以慕老莊竹林也。特以今世禮法末造流爲虛偽刻薄、欲誠朴忠實以矯揉之已。新塾之初設、諸生皆率此道以相交、疾病艱難相扶持、力役事故相勞役、如手足然、如骨肉然。增塾之役、不多煩工匠乃能有成、職是之由。ミ書けり。之に依りて、其根本の美風が、かかる事にも表現せしものなることを察すべし。又その文中に曰く。

嘗讀王陽明年譜、謂其警發門人、多於山水泉石間竊服其理矣。吾非陽明也。然朋友切磋、亦當如斯。是以會講連業、未嘗設繩墨、交以諧謔滑稽、加匡稚主說詩故事。如近春米鋤圃之舉、亦寓此意耳。至擊劍踏水二事、武技之最切要者。時方盛夏、邊警又殷、不可一日弛。然徒視爲遊戲、不尙實用、消光陰、荒學業、亦可慮也。要之、學之爲功、氣類先接、義理從融、非區區禮法規則所能及也。

又曰く、

學者無所自得、呶呶多言、是聖賢之所戒、而偶有一得、沉默自護、余甚醜之。讀書何心。非欲以有爲乎。書古也。爲今也。今與古不同。爲與書何能一一相符。不符不同、疑難交生、開

この二節に依りて、また、先生の教育法のいかに當時に超出したるかを知るべし。
今ここに、先生の言行の一斑を記せむ。

先生曰く、書を讀むものは、宜しく其精力を筆記に費すべし。

又曰く、讀書は一時に、通曉記憶せむことを望むべからず。記憶の強きものは却て、之を恃みて復習を忘る。

又曰く、たごひ經説を信ずこも、我國體を忘るべからず。

又曰く、博く學びて偏せざること學者の本領なれ。

又曰く、學校に入りて道を學ぶもの吾身を反省することを求めずして、騒しくも教師に通り議論せむとするは、悖禮の甚しきものなり。

又曰く、經史子集皆武教全書の注脚なり。

又曰く、地を離れて人なく人を離れて事なし、人事を究めむこと欲せば、先づ地理を見よ。

又曰く、凡そ學問は、一に專にして精通せむことを要す。杜預が左傳、司馬光が資治通鑑、本居宣長の古事記に於ける、皆畢生の心力をここに盡せり。假令他の書を讀むも、皆その目的たる書の爲にせるなり。

又曰く、余深く弘法日蓮の其法を弘めむ爲にいかなる艱難をも壓はざる勇氣を偉こす。又曰く、獨立獨行、世の毀譽を顧みざる氣魄なからべからず。

又曰く、盲者には自ら杖をつきて獨歩せしむべし、人に手を引かれて行くときは、終に獨歩するこニ能はざるに至らむ。

又曰く、郊野出遊、力を養ひ氣を振ひ、又地理を知り民俗に通ず亦學問の一益なり。先生の學、諸家を取捨折衷して一に偏せず。

先生の書を解せらるる、専ら文法より入る。

先生詩作は強ひて勧めず、作文は勧む。文を能せざるこきは己の意を達せずこいふに在り。

卷之三

先生會讀の時は、往往徹夜して天明に至ることあり。

先生婦人の教育の重大なることを稱道す。

先生正月一日に來りて書を授かれる童生を賞す。その時間を惜みて虚禮を貴ばざりし意、見るべし。

先生の實家移氏の屋敷内畠多し。先生時々出て畠の草を取る。門人も之を助く。先生草を抜き、

先生様の家事を頼むため、米を撒き門戸にわを眞く因にて米撒臺にて書を押く

を聴取かして書を講せらる。

先生門人に對しても言語寧なり。幼年者を除きては大抵「あなた」といはる、先生後輩に對

むらさきのくわん

の一藝能に秀でたるもの、貴賤なく、皆塾に出入す。又天下の同志の士及び門人の各地に遊歴するものより、世の風説を傳聞し、これを飛耳長目と題する冊子に記せり。

先生詩文の抄録には、半紙十行二十字の豎横罫板紙を用ひらる。その板は月性の贈りし物なりといふ。

先生酒を嗜まれず、烟草を喫せられず、又深く諸生を戒めて圍碁将棋を禁ぜらる。

先生嚴冬の候ごいへども襦袢、袴、羽織の外他物を製用せられたることなし。

先生書畫骨董の樂なし。

かくて、先生の村塾に於ける教授は安政五年十二月入獄の時まで僅々二年半に過ぎざりしかゞも、その薰陶によりて有爲の人材輩出し、長藩勤王の事業に盡瘁し明治中興の洪謨を翼賛せしここは、夙に世に認知せらるる所なり。

今ここに松下村塾に教を受けし人の著名なるものを擧ぐ。

桂 小五郎 益田右衛門介
贈從一位 伊 藤 俊 輔 伊藤博文
從一位公爵 山 縣 小 輔 山縣有朋
從一位公爵
山田市之允 正二位伯爵
山田顯義 品川彌二郎 子正二位爵 野 村 和 作 正二位子爵
野村靖

益田彈正	贈正四位	入江杉藏	釋 提山
高杉晋作	贈正四位	久坂立瑞	入江正四位
作間忠三郎	贈正四位	時山直八	飯田吉次郎
中谷正亮	贈從四位	吉田榮太郎	河北義次郎
杉山松介	贈從四位	有吉熊次郎	佐世八十郎
弘勝之助	贈正五位	天野御民	飯正松
松浦龜太郎	贈正五位	玉木彦介	本三位男爵
國司仙吉	從五位	天野清三郎	飯正松
阿座上正藏	贈從五位	渡邊蒿藏	本三位男爵
諫早生三從	五位	妻木壽之進	河從四位
井關美清	正六位	堀潛太郎	田俊四位
伊藤傳之輔		馬島甫仙	田俊四位
			本三位男爵

左の人々は、先生の知友中の著名なるものにて、時々村塾に來りしなり。

山 縣 半 藏	正三位子爵 宍戸磯	松 島 瑞 益	贈正四位 松島剛藏	小田村伊之助	正三位男爵 枡取素彦
中 村 道 太 郎	中村九郎 贈正四位	赤 川 直 次 郎	佐久間佐兵衛 贈正四位	土 屋 矢 之 助	贈正五位
來 原 良 藏	贈從四位	釋 月 性	妙圓寺月性	小 國 融 藏	
秋 良 敦 之 助	贈正五位	釋 默 霖	正五位		

松下村塾の全盛時代とも稱すべきは、先生の言論の容易く藩主に上達せし頃にて、即ち安政五年六月以後也。是時は、曾て吉田家の兵學を傳授せる益田彈正、當職となり、尋て當役に轉じ言路を開き正義を張り、先生に對しては其家臣大谷樸助、荻野隼太等を塾に遣りて、諮詢する所あり、又當役に屬せる前田、周布の二人ありて、先生の意見は隱然として重きを爲し、塾に出入するもの、暗に仕官の便宜を得るまでに至れり也。

松陰先生歿後の松下村塾は依然讀書の聲を絶たず、先生生前の精神によりて、教學に怠らざりしが、其後國事漸く多端となり、塾生出て四方に奔走せしにより、塾業中絶せしが、慶應二年より復開業し、馬島甫仙塾頭となり、飯田市助手傳となりて教授し、明治二年馬島卿を出でたるにより、河井惣太、鹽田寅助これに代り、佐々木龜之助亦來りて教授を助けたりしが、明治四

年玉木正韞再び教授を爲すに及びて、塾名復た玉木氏の家に移り、是塾舍に於ける講學の事こゝに廢絶せり。其後松下村塾の名は、玉木氏に存すること五年、正韞歿後、松陰然るに、世運の進歩に伴ひて、先生の言論識見の卓異なる所漸く世人の多く認むることとなり、曾てはさばかり先生を眼中に置かざりし郷人の今は追慕稱賛して惜かざるに至り況て村塾に關係ありしものは、其遺跡を訪ひて、懷舊の情に堪へず。明治十六年境二郎は、塾舍を永遠に維持して後進を興起せしめむご、百方苦慮せしが二十二年楫取男爵之を贊し、自ら主唱者となり、山田伯爵、品川子爵及び堀眞五郎堀は松陰先生の直弟に非ず先の三人贊成者となり。村塾に關係ある人々に謀りて醵金六百餘圓を得、直に塾舍の改修に著手し、瓦に漆喰を施し、壁に白堊を塗る外は、位置間數を始め、諸の材料皆舊物舊形を存し、二十三年八月に工事成れり。本書總説に述べし土藏造の小祠は、實に是時に成りしなり。是に於て舊藩主毛利家、其他貴顯の人々を始め苟も事を以て萩に來るもの、この塾舍を訪はざるなきに至り。中にも二十三年六月二十三日、有栖川熾仁親王殿下台臨あり、先生の遺事を問はせたまひ、四十一年四月、皇太子殿下山口に行啓あらせられ其十一日御使松下村塾松陰神社及び杉氏に就きて、遺著遺物を視察せられたるは特に記

念すべき光榮なり。是れこの松下村塾事歴の大要なり。因に記す故伊藤公爵が明治二十七年十月此に來りて作られたりし詩左の如し。

道德文章叙彝倫 精忠大節感明神 如今廓廟棟梁器 多是松門受業人

また故山縣公爵の歌左の如し。

明治三十一年の春松下村塾にまかりて

門生山縣有朋

大御代を昔にかへす道ごめて千ミセ榮ゆる松の下かげ

また故野村子爵が明治四十年に作られたる詩左の如し

五十春秋一夢遷 依然村塾憶當年 老餘來宿清霜夜 獨讀遺篇難作眠

丁未十一月松陰神社奉告祭日宿村塾

門人野村靖

故品川子爵の言にいはく松陰先生の教育は十八疊敷の小塾舍より二年有餘の短日月にて克く明治の五大臣を出したる一事を視て如何に有效なりしかを知るべし。

◎圖書館

編者按するに五大臣とは伊藤、山縣、山田、品川、野村の五人なり

入口外面に懸けたる額の古道照顏色の五字は、有栖川威仁親王殿下の御筆蹟なり。その原本は館中に藏せらる。

館中には左の種類の物を藏む。

祭器。

先生自著の書。多くは自筆なり 先生手抄の書。先生の手澤本。自筆の記入あり

先生眞蹟の書幅。先生自用の衣服刀劍類知友門人に關する書籍幅物。神社創立に關する書類。先生の著述抄錄の書目左の如し。

天保十一年武教全書講章戰法。

弘化三年外夷小記。輿地誌略抄。

嘉永元年 II 上書一卷。明倫館再興に關する事。

十月四日。

嘉永二年 II 武教全書講章 用士。六月四日 上書一卷。水陸戰略 七月四日より
君前に之を講す。上書一卷。三月十七日。廻浦紀略。二十日まで。

嘉永三年 II 武教全書講章 守城。八月二十日 西遊日記。八月廿五日より
君前に之を講す。十二月廿九日迄 業餘漫錄。五月

嘉永四年 II 上書一卷。文武稽古万世不朽之御 仕法立氣付書。二月廿日 東遊日記。三月五日より
四月九日まで

猛省錄。屏居讀書抄。五月以後屏居中

嘉永五年 II 東北遊日記。十二月十四日より
翌年四月四日まで 儲糗話

嘉永六年 II 癸丑遊歷日錄。正月廿六日より
六月九日まで 將及私言。八月

急務條議。八月二日 長崎紀行。九月十八日より
十一月三日まで

安政元年 II 海戰策。三月 幽囚錄。野山獄中の著

安政二年 II 回顧錄。下田投艦の顛末を記し、將及私
言、急務條議等を附載せり

清國咸豐亂記。野山獄 獄舍問答、江戸獄記福堂 賞月雅草。野山獄中仲秋 審魂慰草。

野山雜著。獄舍問答、江戸獄記福堂 策、儲糗話の四著を編す

策、儲糗話の四著を編す

清國咸豐亂記。野山獄 中の著

中の著

安政三年 II 講孟劄記。正月廿一日より六月十三日までの間に、告子上より卷末までを講す

武教講錄。八月廿二日より開講十二月廿二日講了、本書は山鹿素行の武教全書なり

宋元明鑑奉使抄。三月十二日評了 鴻鵠誌。四月

野山獄文稿。文五十六編、安政元年十一月より、二年十二月までの作 その内三編は、免
獄後の作なり。是書中に、二十一回猛士說（元年十一月作）士規七則（二年

正月五日作）三餘說（六月二日作）あり

講孟劄記。野山獄中六月十三日より、十一月廿四日までの間に、序說より萬章上までを講
し、免獄の後十二月十七日より、十二月廿四日までの間に、萬章下を講す

安政三年 II 講孟劄記。正月廿一日より六月十三日までの間に、告子上より卷末までを講す

武教講錄。八月廿二日より開講十二月廿二日講了、本書は山鹿素行の武教全書なり

宋元明鑑奉使抄。三月十二日評了 鴻鵠誌。四月

丙辰幽室文稿。文五十四篇、是書中に七生說（四月十五日作）續二十一回猛士說（四月十
五日作）野山獄記（五月朔日）松下村塾記（九月四日作）あり

左氏兵戰抄。史記前後漢書明倫抄。

安政四年 II 外蕃通略。三月 吉日錄。三月十三日起筆、九數乘除圖。十月
五月十九日まで

討賊始末。大津郡川尻烈 婦登波一件 丁巳幽室文稿。（正月元日作）あり

安政五年 II 急務四條。國相益田彈正を経て藩主に奉る、七月十日

孫子評註。安政四年九月評了、五年八月整頓 讀綱鑑錄。九月六日起筆

西洋歩兵論。九月二十四日

戊午幽室文稿。

文九十四篇詩九首、和歌俳諧各一首、是書中に狂夫之言（正月六日作）時勢論（九月廿七日作）上家大人玉叔父家大兄書（十一月六日作）示諸生（六月廿三日作）議大義（七月十三日作）時義略論（七月十六日作）對策一道附論一則（五月十二日作）愚論

續愚論（五月廿八日作）已未御參府議（十二月晦日作）あり

紀事（十二月三日作）投獄紀事（十二月晦日作）あり

（續愚論（五月廿八日作）已未御參府議（十二月晦日作）あり）嚴囚

安政六年二東坡策批評。東坡が仁宗に呈せし書廿五篇を、獄中にて批評せしもの、正月十六日成

坐獄日錄。春の頃の作

照顏錄。

古の義士を列記して論評せしものにて、五月廿二日の作なり

己未幽室文稿。

文八十二篇、詩百七篇、和歌十九首あり、みな野山獄中の作なり、この書中に、呈大原三位書（二月十四日）要駕策主意（二月十日、二月十九日作）庸書檄（五月六日作）あり

縛吾集。

五月廿五日出發後東行途中の作詩四十九首是書中に和文天祥正氣歌韻の詩あり

涙松集。

五月廿日出發後の和歌十八首、東行前の和歌十一首江戸にての和歌十首

東行前日錄。

五月十四日より廿四日までは書中に、肖像自贊（五月十六日作）あり

留魂錄。

江戸獄中にて、十月廿五日起筆し廿六日即ち刑死の前日の黄昏に筆を止めたるもの明治廿四年に至り先生と同獄なりし沼崎吉五郎の手より野村子爵を経て村塾に歸せり

其他年代に分ちて記し難きもの及び年代の明ならざるもの左の如し。

未焚稿。未忍焚稿。

二書共に、十六歳の時よりの詩文を載す、この中に、山田賴毅の評あるもの多し。

松陰詩集。安政元年より五年までの詩二百六十七首を載せ、和歌九首を交ふ。

睡餘筆錄。業餘隨筆。

泰平年表抄。外吏彙材。吉田語略。汪文鈔。李氏續藏書抄。抄錄輯。幽窓隨筆。

新聞雜輯。二十一回叢書。

先生自用衣服刀劍の遺藏せらるるもの左の如し。

陣笠。直徑一尺四寸上下火事羽織。紋附裕羽織。

三ツ

熨斗目。五ツ

紋附上張。五ツ

長刀。二尺三寸七分肥後國同田貫藤原正國の銘あり

短刀。

七寸六分大和國則長、無銘。

この庫中には右の藏品の外に品川子爵家より委託の書四部、吉田家より委託の書五十四部。
多くは兵書を保管せり。

◎米搗臺保存舎

是舎に保存せる米搗臺は、もと松陰先生の實家なる杉氏の什物にて先生は屏居中、杉氏の家事を帮助するにつけて、常にこれにて飯料米を搗き、或は塾生共に搗きつつ讀書したまひしなり。按するに安政五年六月二十八日先生の久坂義助に與へられたる書に左の一節あり。

此節大暑中に候得共甚壯なり。隔日左傳八家會讀。勿論塾中常居。七つ過、會讀終る。夫より、畠又は米春、與在塾生同之。米春大得其妙。大抵、兩三人同じく上り、會讀しながら春之。

史記なご二十四五葉讀む間に米精け畢る亦一快なり。

また天野御民村塾門人編述の松下村塾零話に左の一條あり。

先生、前年藩籍を削り、祿を沒收せられ、其父杉百合之助翁の家に鉗せらる後其門人を教授することを許さる。依て其家事を助る爲め、米を白す。凡そ萩地方の米を春く器は、臺柄レレニ稱し中央に鳥居レレニいふものあり。之を持て體を扶く。搗者は鳥居の後方にあり、助手は前に立つ。先生、鳥居の上に見臺を拵へ門人を助手レレニ爲し書を授く、予も屢助手レレニなりて、大日

本史を授りたり（助手は要せざるものあり。先生一人の時こそ雖も讀書せらるるは勿論なり）元來、松陰先生の學は、實踐躬行を主とし、その實行の間に學問發明の效を收むることを自ら務め、これを以て人を訓へらる。彼の自非輕一己勞寧得致兆民安の訓條も、亦この主意より出で、從て業間時々、諸生共に畠に出でて草を除きつつ學問上の談話をなし、又この米搗臺にて、互に講讀せらる。蓋し當時は、藩士の家、皆米搗臺ありて、士の讀書をなしつつ米を搗くことは敢て珍しこするに足らざれども、奇傑非常の人が實に勞役微事を厭はざりし跡は確に、後進者の軌範たるべく、特に輕薄懶惰の子弟の鍼砭たるべし。しかのみならず、先生の教授が必ずしも塾舍几案の上に限られずして、春米鋤圃の際にも、會講の意を以て門人を警發せられしを思へば其教導の親切なる狀態、今猶見るが如く彼の形式に拘泥して變通を知らざる教育者をして深省を發せしむるに足れり。かくて、この米搗臺は其後久しく杉氏の家に在りしが、明治四十二年有志者これを請ひ受け、舎を此處に新設して之を保存することとなれり其舎内に掲げたる趣旨書を左に錄す。

松陰先生の幼時より專心學を修め、刻苦勉勵して分陰を惜み、行旅又は坐獄の間にも、講

讀抄錄を廢せられざりし事實は、世人の周く知る所なり。安政五年六月二十八日先生村塾より在京の久坂義助氏に贈られし書中に、「隔日左傳八家會讀。勿論塾中常居。七つ過會讀終る。夫より畠又は米春與在塾生同之。米春大得其妙。大抵兩三人同じく上り、會讀しながら春之、史記なご二十四五葉讀む間に米精け畢る。亦一快なり。」^レ とあり。此一事に徵しても、先生の力行終始渝らず、且、師弟の交情親密にして苦樂を同じくせられ、やがて有爲の人材塾中より輩出せるこここの洵に偶然にあらざるを察するに餘あり。この米搗臺は、先生塾生共に其飯米を春かれしものにして、當時より杉氏の宅内にありしもの。今某等相謀り之を杉氏に請ひて松陰神社の境内に移し、以て先生の遺物を永遠に保存し、併せて松下村塾教育の一斑を知るの料に供せむ。あはれ、神社に詣で村塾を訪はむ人々この遺物を觀て、某等の感慨を分つ所あらば、獨り某等の本懐のみにあらざるなり。

明治四十二年秋季皇靈祭日

溫交會員 德田讓甫 道源權治 河北勘七
武弘宣路 瀧口吉良 野村恒造

大塚慊三郎 國重政亮 山田桃作
古谷新作 三輪傳七 美禰龍彦

◎松陰先生年譜略

吉田庫三氏所錄を抄す

先生諱は矩方、字は義卿、松陰^ミ號し二十一回猛士及び蓬頭子の別號あり通稱は初め虎之助後に大次郎^ミいひ又た寅次郎^ミ改む。

天保元年庚寅八月四日長門國萩松本村護國山の南麓杉氏の家に生る
五年甲午、先生五歳。仲父吉田大助の假養子となる。家世、山鹿流兵學師範を以て毛利氏に仕へ大番組に班す。

六年乙未、先生六歳。大助沒す。六月二十日其後を嗣ぐ。しかして杉氏に同居す。是歲、大次郎^ミ改稱す。

九年戊戌、先生九歳。始めて家學教授見習^ミとして、藩學明倫館に登る。

十一年庚子、先生十一歳。登城して、藩主忠正公の前に、武教全書戰法篇三戰を講ず。公之を奇こす。

十三年壬寅、先生十三歳。親試あり、先生武教全書を講じ、又題を探りて詩を賦す。

十五年甲辰、先生十五歳。親試に、武教全書を講ず。公又特に命して孫子を講ぜしめ、感賞して七書直解を賜ふ。是歲、藩士山田宇右衛門の説を聞き、憂國の念益々切なり。

弘化二年乙巳、先生十六歳。藩士山田亦介に就きて長沼流兵學を兼修し、又藩士佐藤寛作より兵要錄を受く。

三年丙午、先生十七歳。藩士林眞人の家に寓す。山田亦介より長沼流兵學の免許を受け、藩士飯田猪之助に就きて、西洋陣法を研究し守永彌右衛門より荻野流砲術傳授を受く。

四年丁未、先生十八歳。學館の秋試に、平内府論を作る。林眞人より、大星目録の免許返傳を受く。是歲三月山口に遊び湯田温泉に沿す此間大内氏に關する研究を爲す。

嘉永元年戊申先生十九歳。公先生并に門人を城中に召して家學の作業を視る。十月學館再興に關する意見書を上る。

二年己酉、先生二十歳。水陸戰略を著す。尋ぎて御手當方御内用掛を命ぜらる。親試あり武教全書を講ず。命を奉じて海岸を巡視す。門人を率ゐて羽賀臺に操習を行ふ。

三年庚戌、先生二十一歳。文學親試に中庸を講ず。又親試に、武教全書を講ず。九州に遊び平戸にて、葉山佐内、山鹿萬介に家學を叩き其他小倉、佐賀、大村、長崎、天草、島原、熊本、柳川、久留米なごにて文武知名の士を訪ふ。

四年辛亥、先生二十二歳。林眞人より極秘三重傳の印可返傳を受く。公、先生に就きて、山鹿流兵學皆傳を受く。先生文武稽古萬世不朽の策を上る。

兵學研究のため、公に従ひ東行し、江戸にて安積祐助、古賀謹一郎、山鹿高輔、佐久間修理に從學す。十二月東北遊歴の途に上る。

五年壬子、先生二十三歳。水戸、白川、會津、新潟、佐渡、弘前、青森、盛岡、仙臺、米澤を歷遊して江戸に歸る。亡命の罪を以て、士籍を削り世祿を奪はれ萩に於て實父杉百合之助の預ごなる。是時松次郎改む。

六年癸丑、先生二十四歳。十年間の遊學を許され寅次郎改め、萩を發し、攝津、河

内、大和、伊勢、上野を經、名士を歴訪して、江戸に入る、六月米艦を相模の浦賀に視る。七月露艦の長崎に来るこ聞き、之に投ぜむこし、到れば既に去る。乃ち萩に歸り。再び江戸に赴く。

安政元年甲寅、先生二十五歳。海戦策を君覽に達す。三月金子重輔と共に江戸を發し、下田に至り米艦に到る。米人拒みて納れず。乃ち自首して江戸に送致せられ、十月萩の獄に入る。

二年乙卯、先生二十六歳。十二月獄を免されて杉氏に禁錮せらる。密に就きて學ぶものあり。

三年丙辰、先生二十七歳。藩禁未だ解けざれども門人日に進む。是に於て、杉氏の宅地内にある小舎を家塾に充て、松下村塾の名を用ふ。

四年丁巳、先生二十八歳。十一月五日松下村塾増築成る。

五年戊午、先生二十九歳。國を憂ふること益々深く。論策謀議、皆時務に切なり。六月公先生の上書建言を許す。七月家學教授の爲に門人を引見するを許す。先生感激し大に論議


する所あり。藩府之を忌憚して籍黙せしめむこ欲し旨を諭して一室に嚴囚せしめ尋で獄に入らしむ。

六年己未、先生三十歳。獄中に在りて正義を唱導し奮勵畫策勉めて已まず幕府藩に命じて先生を江戸に拘致せしむ。五月二十四日先生杉氏に歸り父母親戚に訣別し、翌日檻輿萩を發す。六月廿五日江戸に着し七月獄に下り其後出庭四回にして十月廿七日死刑に處せらる

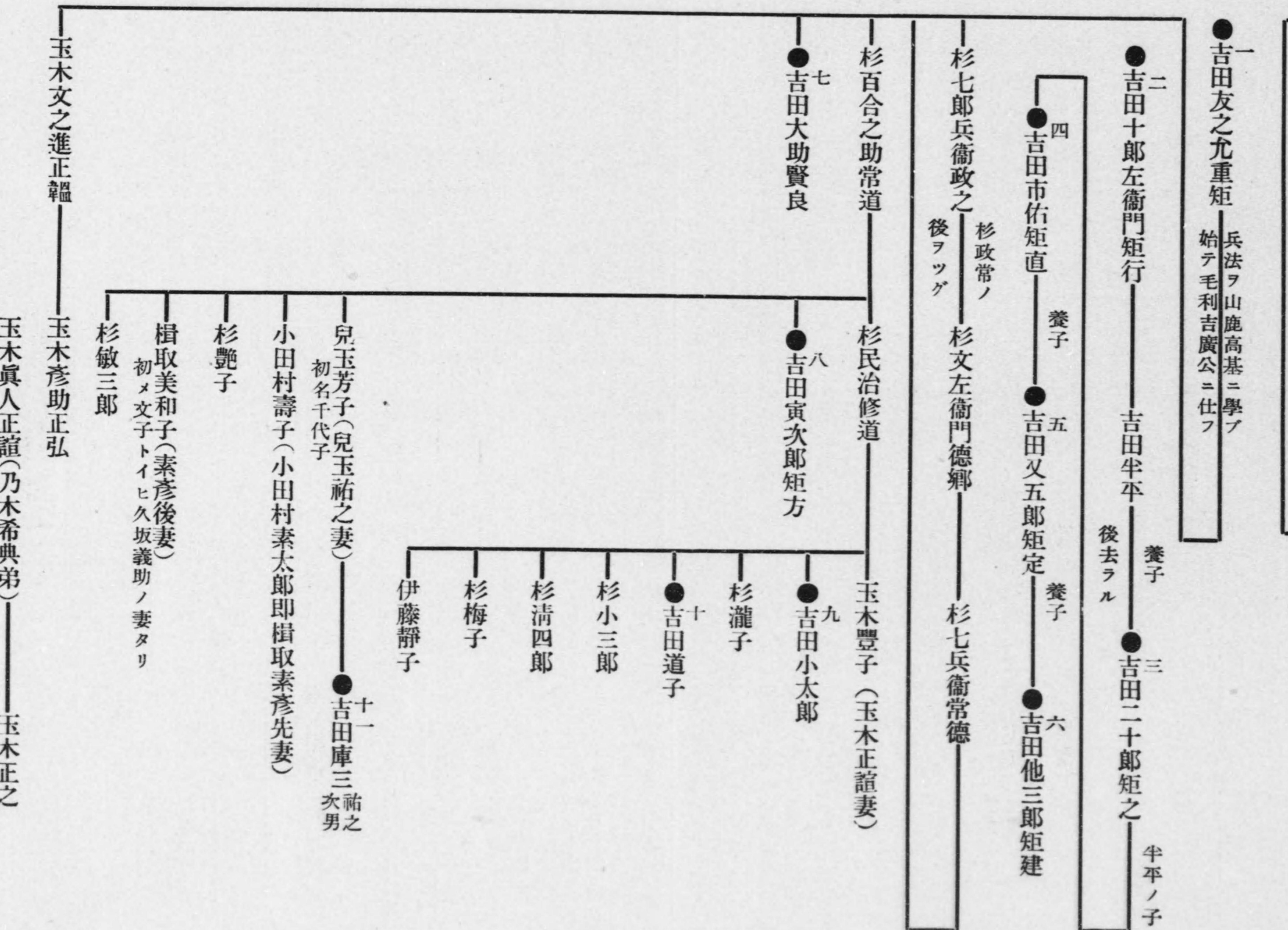
先生娶らず子なし。文久三年吉田家再興の命あり。杉修道の長子小太郎をして祀を承けしめ。舊祿に復せらる。小太郎死し。修道の女道子之を嗣ぎ、その夭死後兒玉祐之の次子庫三嗣ぐ。庫三子なし。杉相次郎の二男彦熊其後をつぐ。

○

明治十五年十一月若林村の墓畔に松陰神社を建つ事聞え、思召を以て金を賜ふ。十二月先生の自贊肖像、留魂錄、山河襟帶詩幅等、天覽に達す明治二十二年二月十日、特旨を以て正四位を贈らる。



吉田 杉 兩 家 關 係 略 系



昭和十年三月十五日印刷
昭和十年三月二十日發行

【定價拾錢】

兼著
發行者


萩市役所
責任者 河野道

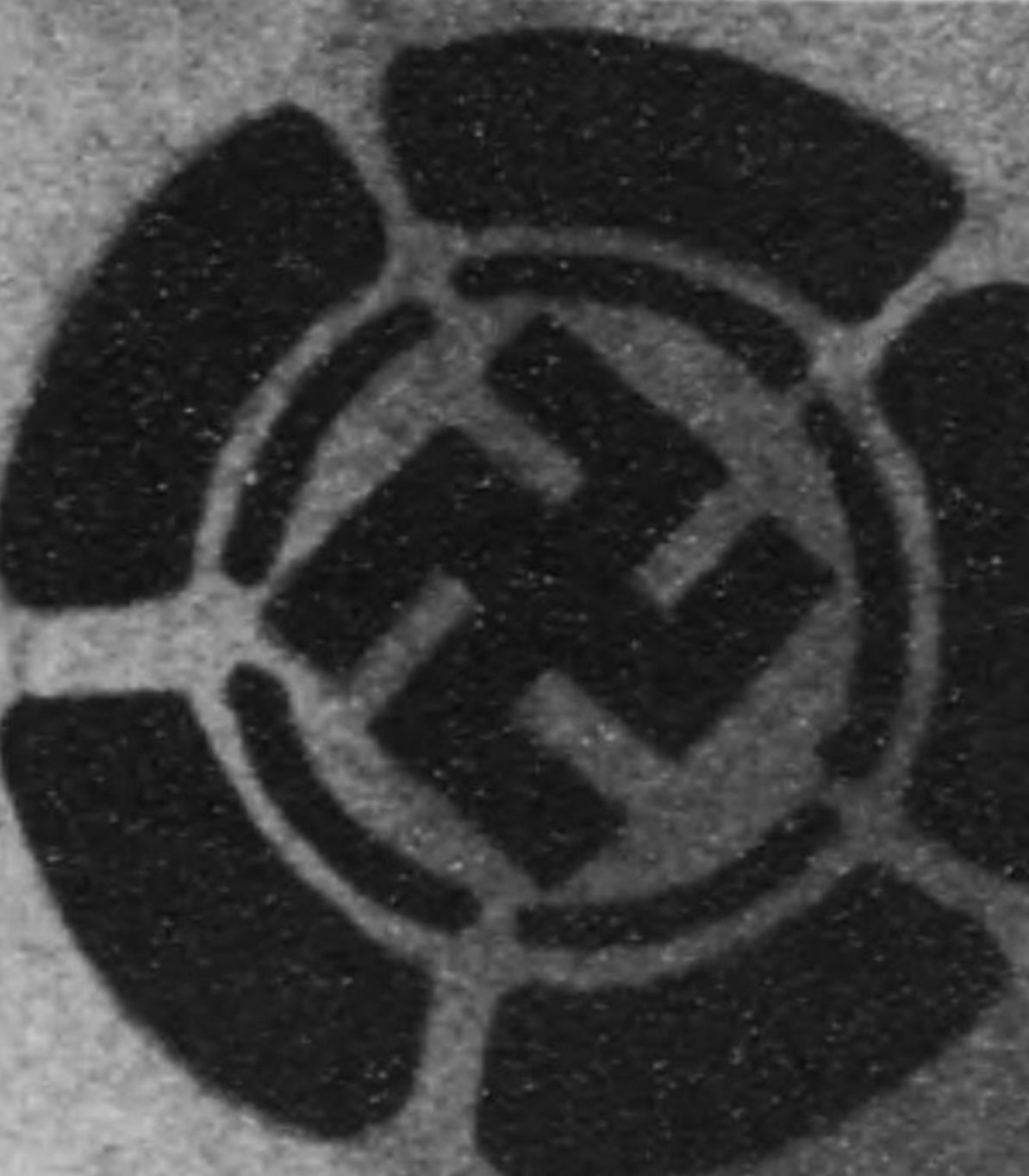
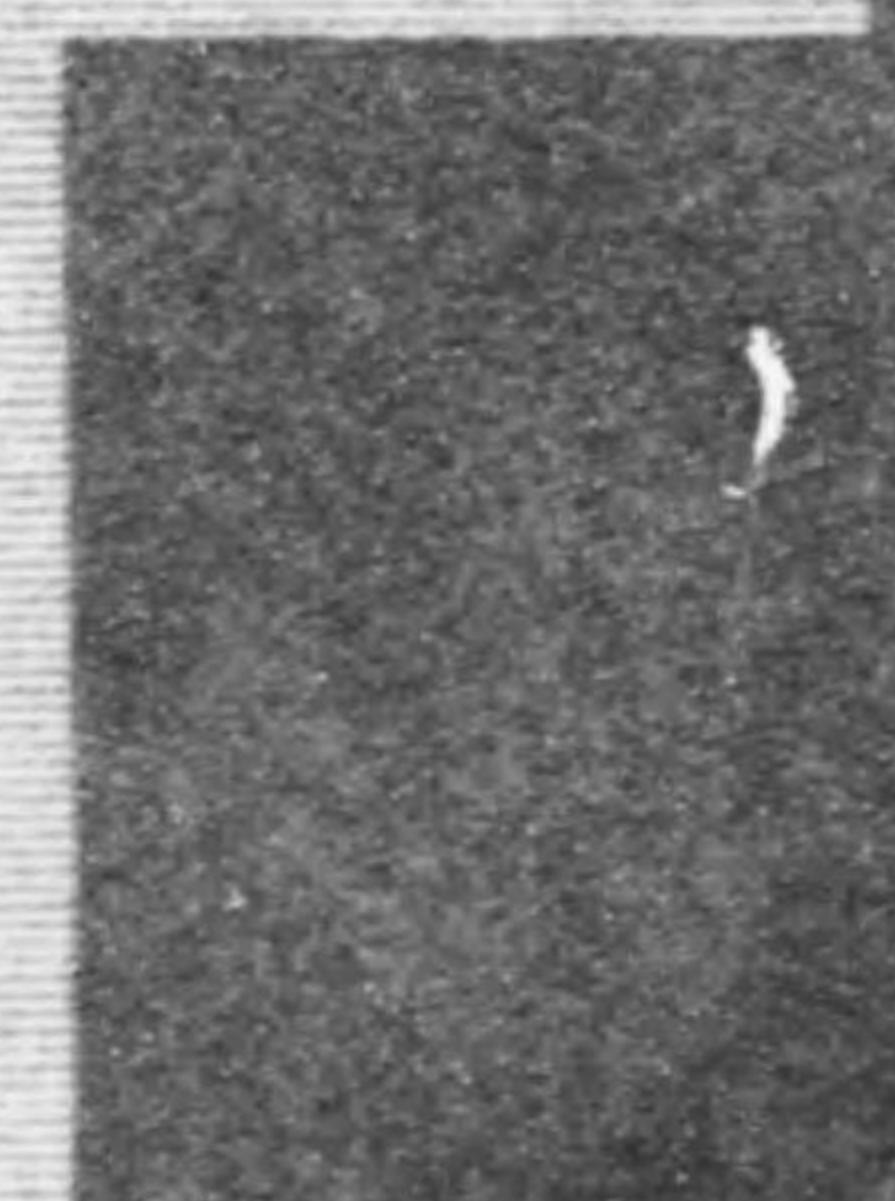
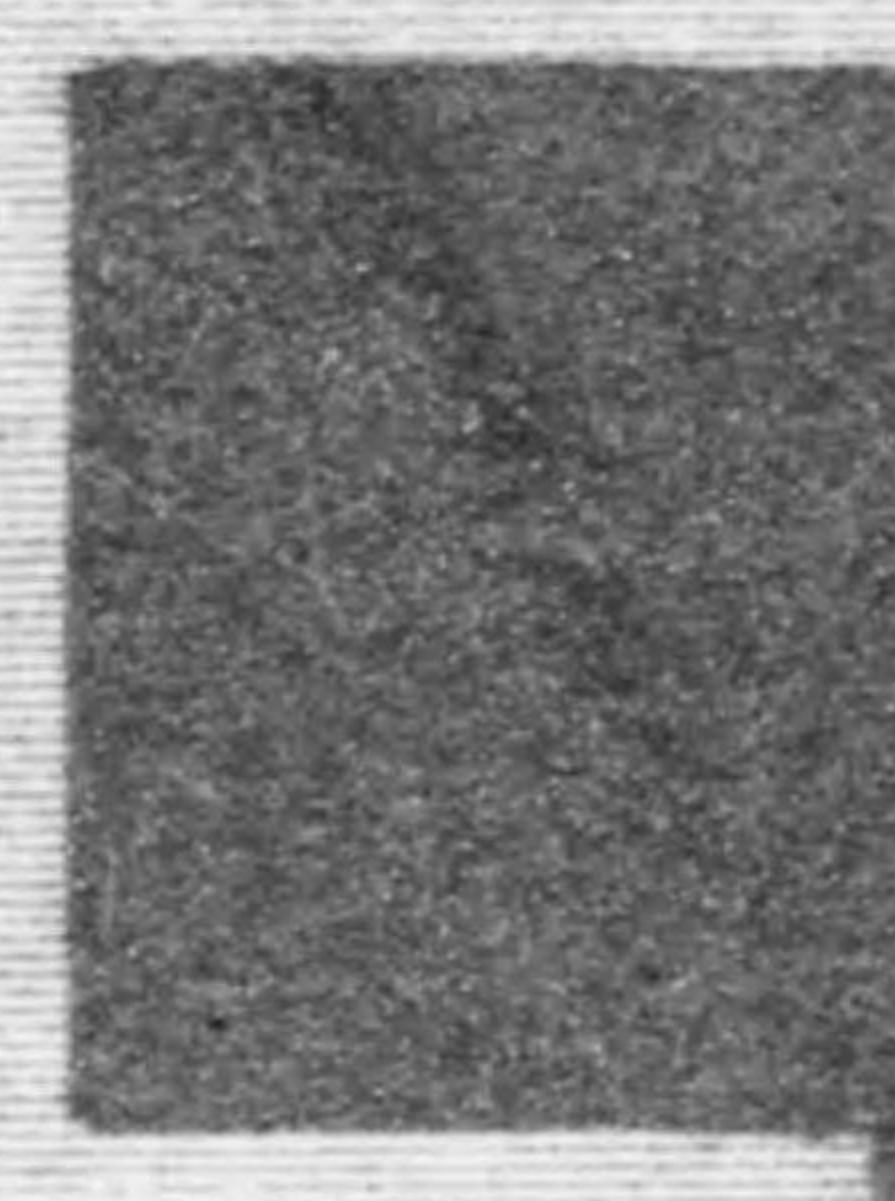
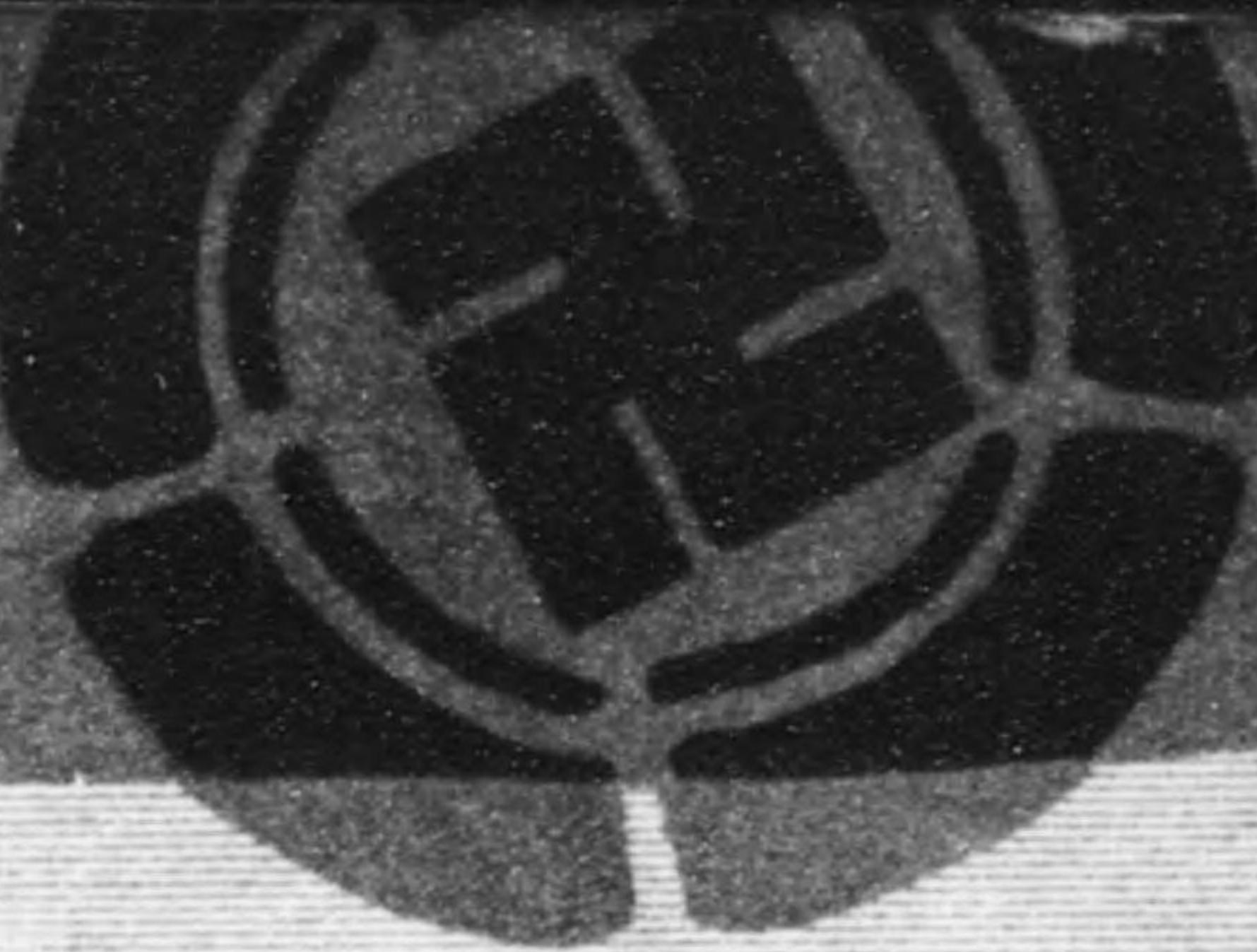
印刷者

下關市西南部七十八番地
泉 菊 太 郎

發行所

萩市役所
印刷所
下關市東南部町百十五番地
泉 菊 太 郎





7

マヌツミ